

飯島賢二の

# やさしく解決! 難問道場

第46回

株式会社 飯島総研 代表取締役 飯島 賢二



Q

「ミニ保険」というものが最近出来たと聞きましたが、詳しく教えてください。

A

そもそも「保険」と「共済」は、仕組みとしては同じようなものです。加入者に「不特定多数の人」を対象とするのが「保険」で、「組合員や会員など特定のグループの構成員」を対象とするのが「共済」と言われています。「保険」を扱う事業者は「保険業法」に基づいて監督官庁から免許を受けないと営業できません。そして加入者（＝契約者）は、保険会社が破綻した時に保険契約者保護機構による保護を受けることができます。

一方「共済」を扱う事業者は「根拠法のある共済」、「根拠法のない共済」の2つに分けられます。「根拠法のある共済」は、名前の通り法律に基づいて設置・運営されているもので、農業協同組合法に基づく「農協の共済（JA共済）」や、消費生活共同組合法に基づく「都道府県民共済」などがあり、根拠法と一緒に監督官庁もあります。一方、「根拠法のない共済」というのは「無認可共済」のことです。根拠となる法律や監督官庁の存在がないため、健全な運営が行われているかをチェックする機能がなく、悪用されるケースや出資法違反、連鎖販売がなされたりとトラブルもあり、以前から問題視されていました。そこで、改正保険業法として2006年4月より施行されることとなったのです。

この改正で認められた新しい形態の保険会社が、

「少額短期保険業者」（ミニ保険会社）です。商品や事業規模に制約がある代わりに、最低資本金が保険会社の100分の1、金融庁の保険免許を取らずに、各地の財務局への登録で済みます。保険期間は、損害保険が2年以内、生命・医療保険は1年内。金額上限は損害保険1000万円、生命保険600万円、医療保険80万円など、保険会社より参入条件が緩やかなのが特徴。生保と損保を兼営することが認められたり、新商品を迅速に開発できたりする利点もあります。昨年末までに11社がミニ保険会社として財務省に登録されました。ちなみに、現在日本の保険会社数は100社程度ですが、米国・欧米とも3～4000社あります。世界的に見ても保険大国と呼ばれる日本。今後さらに保険会社数は増えるでしょう。

これらミニ保険会社が扱う「ミニ保険」という新しいタイプの保険が誕生しました。例えばワンちゃんにやんこのペット保険、不動産業者などが取扱うであろう借家人賠償責任保険、家財保障に特化した保険、糖尿病でも79歳でも加入できる医療保険、震災の際当面の費用を貯う保険などユニークなものがあります。新規格型の「ミニ保険」、大手保険会社では引き受けの難しいニッチ（隙間）な保険商品や、リスクを限定して従来の保険よりも価格を引き下げて販売できることなどが最大のメリットと言えるでしょう。

## 「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。



**IKG 株式会社 飯島総研**

代表取締役会長 飯島 賢二  
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197  
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>